

厚生労働省和歌山労働局発表  
令和4年10月28日(金)

担 和歌山労働局職業安定部訓練室  
室長 鳥井 秀紀  
室長補佐 青山 武司  
当 (電 話) 073(488)1162

報道関係者 各位

## 令和4年度第1回和歌山県地域職業能力開発促進協議会を開催します (開催案内)

新設の  
協議会です!

ハロートレーニングにより  
和歌山県の将来を担う人材を育成します



ハロートレkh

和歌山県内においては、少子高齢化が進展する中で、多くの産業や企業において人手不足や生産性の向上が大きな課題とされています。

これらの課題への新たな取組として、県内の関連機関が参画し、地域の人材ニーズを適切に反映したハロートレーニングのコース検討や、労働者の方々が地元企業において十分に能力を発揮することで県内経済の活性化につなげていくための協議を行う「令和4年度第1回和歌山県地域職業能力開発促進協議会(※)」を、和歌山労働局において開催いたします。

※地域職業能力開発促進協議会は、これまでの地域訓練協議会の発展的な解消に伴い職業能力開発促進法において新設されたものです。

### 記

1 日 時 令和4年11月14日(月)10時00分~12時00分

2 場 所 和歌山労働総合庁舎 6階会議室  
和歌山市黒田2丁目3番3号

3 議 題 (予定)

- ・和歌山県地域における人材ニーズ、雇用失業情勢等について
- ・ハロートレーニング(公的職業訓練)の実施状況について及び訓練効果の把握・検証について
- ・その他の職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有

等

## 4 構 成 員

・和歌山労働局 ・和歌山県 ・職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体 ・労働者団体 ・事業主団体 ・職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体 ・学識経験者 ・その他関係機関が必要と認める者

### 【当日の取材対応について】

- ※ 当日の取材は、会議冒頭のあいさつまでとさせていただきます、会議終了後に議題内容等の取材に対応させていただきます。（会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。）
- ※ なお、当日取材を希望される場合は、11月9日までに和歌山労働局職業安定部訓練室 青山又は鳥井（073-488-1162）にご連絡ください。
- ※ 新型コロナウイルス感染症感染防止のため、会議会場へ入室する場合は、検温、マスクの着用、手指の消毒をお願いします。



## 和歌山県地域職業能力開発促進協議会設置要綱（案）

### 1 目的

和歌山労働局及び和歌山県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、和歌山県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う和歌山県地域職業能力開発促進協議会を設置する。

### 2 名称

協議会の名称は、「和歌山県地域職業能力開発促進協議会」とする。

### 3 構成員

和歌山県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者を構成員とする。

- (1) 和歌山労働局
- (2) 和歌山県
- (3) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- (4) 労働者団体
- (5) 事業主団体
- (6) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- (7) 学識経験者
- (8) その他関係機関が必要と認める者

### 4 任期

委員の任期は、委嘱の日の属する年度から起算して翌年度末までとする。

ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

なお、「3 構成員（8）その他関係機関が必要と認める者」のうち、協議会が取り上げるテーマに沿って事務局が必要と認める者については、別途開催毎に任命を行うこととする。

#### 5 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

#### 6 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### 7 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

#### 8 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

#### 9 事務局

協議会の事務局は、和歌山労働局職業安定部訓練室及び和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課に置く。

#### 10 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場

合を除き、公開とする。

(2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

## 11 附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

## 和歌山県地域職業能力開発促進協議会委員

		役 職	氏 名
委 員	国立大学法人和歌山大学	経済学部 教授	高岡 伸行
	和歌山県経営者協会	専務理事	児玉 征也
	和歌山県中小企業団体中央会	専務理事	中島 寛和
	和歌山県商工会議所連合会	常任幹事	田中 一壽
	和歌山県商工会連合会	専務理事	山本 和秀
	一般社団法人和歌山経済同友会	事務局長	山本 茂雄
	日本労働組合総連合会	和歌山県連合会 事務局長	濱地 正由
	一般社団法人全国産業人能力開発団体 連合会 株式会社ニチイ学館	和歌山支店 ヘルスケア支店長	廣畑 久美代
	和歌山県専修学校各種学校協会	理事長	坂本 順一
	和歌山県職業能力開発協会	事務局長	岡 平
	あおぞら株式会社	代表取締役	大須賀 悟
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和 歌山支部 和歌山職業能力開発促進センター	所長	立山 雄一
	和歌山公共職業安定所	所長	上野山 勲
	近畿経済産業局地域経済部	地域経済課イノベーション 推進室長	山根 理
	和歌山県	商工観光労働部長	寺本 雅哉
和歌山労働局	局長	小島 敬二	

(敬称略、順不同)

参考条文（職業能力開発促進法）

（協議会）

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村
  - 二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
  - 三 労働者団体
  - 四 事業主団体
  - 五 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体
  - 六 学識経験者
  - 七 その他関係機関が必要と認める者
- 2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。
- 3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

# 中央職業能力開発促進協議会

全国において、成長分野等で求められる人材ニーズを的確に把握しつつ、求職者・労働者の多様な属性等も踏まえた精度の高い職業訓練を提供していくため、関係者・関係機関を参集し、全国の職業訓練計画を策定するとともに、キャリアコンサルティング等の職業能力の開発・向上に資する方策等に関する情報を共有。

## 構成員

【労使団体】 日本労働組合総連合会 全国中小企業団体中央会 一般社団法人日本経済団体連合会 日本商工会議所

【学識経験者】 藤村博之 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授 堀有喜衣 独立行政法人労働政策研究・研修機構副統括研究員

【教育訓練関係団体】 全国専修学校各種学校総連合会 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

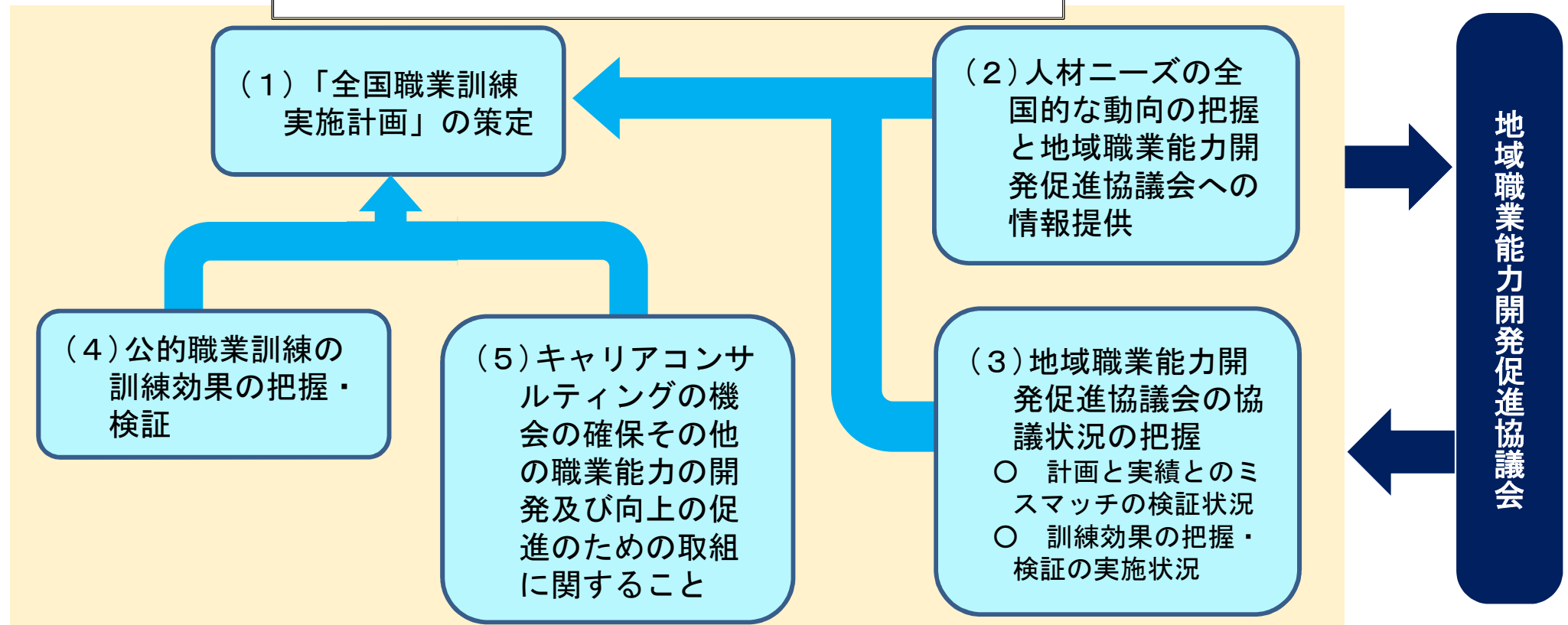
【需給調整関係団体】 一般社団法人日本人材紹介事業協会 公益社団法人全国求人情報協会 公益社団法人全国国民営職業紹介事業協会

【地方自治体】 京都府

【政府】 厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(オブザーバー)

## 中央職業能力開発促進協議会の協議事項





国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

## 【構成員】

    ・・・主催

- ①都道府県労働局      ②都道府県      ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体      ⑥事業主団体      ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

